

補装具における遮光眼鏡の取扱指針改正のお知らせ

平成 22 年 3 月 31 日に厚生労働省から出された「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」(障発 0331 第 12 号障害保健福祉部長通知)において、遮光眼鏡が身体障害者(視覚障害)の補装具として適用される際の支給対象者の要件等が見直されましたので、お知らせいたします。

(旧) 補装具の対象者について(種目:眼鏡, 名称:遮光眼鏡)

対象者:網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーであって羞明感をやわらげる必要がある者



(新) 補装具の対象者について(種目:眼鏡, 名称:遮光眼鏡)

対象者:以下の要件を満たす者。

- 1) 視覚障害により身体障害者手帳を取得していること。
- 2) 羞明を来していること。
- 3) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと。
- 4) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。

※この際、下記項目を参照の上、遮光眼鏡の装用効果を確認すること。

(意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。)

- ・まぶしさや白んだ感じが軽減する
- ・文字や物などが見やすくなる
- ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する
- ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる

※遮光眼鏡とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。

*この通知の原文は、下記日本ロービジョン学会のホームページからご覧いただけます

<http://www.jslrr.org/>

この改正により、これまでのように支給対象者を4疾患に限定するのではなく、上記の要件を満たす対象者へ適用されることとなり、「遮光眼鏡」の定義も明確化されました。

1)～3)の要件も、4)の「補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医」についても、この改正による変更はなく、この度、要件を明確化する目的から、明文化されたものです。この「補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医」とは、「身体障害者」については、次のいずれかの条件を満たす眼科医、あるいはそれらと同等と認められる医師とされています。

a) 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医または障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の眼科を主に担当する医師であって、日本眼科学会専門医

(注釈:身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医は、身体障害者診断書の記載ができる指定医師と同じです。これに加えて、日本眼科学会専門医である必要があります。)

b) 国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施している視覚障害者用補装具適合判定医師研修会の修了者

また、「身体障害児」については、原則として指定自立支援医療機関または保健所の医師とされています。

なお、補装具の給付は、障害者自立支援法の規定に基づいて各市町村が行う事務ですので、上記指定医師の条件等を含め、厚生労働省の示す指針が必ずしもそのまま全国一律に運用されるとは限りません。自治体によって実際の取扱いが異なる場合もありますので、各々にて現状等をご確認ください。

遮光眼鏡の装用効果を実際に確認することが大事な要件となっております。適切な選定、処方に向けて、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 4 月

日本ロービジョン学会補助具検討委員会

委員長 守本典子（岡山大学眼科）

問い合わせ先：日本ロービジョン学会事務局

jslrr@mw.kawasaki-m.ac.jp